

## 定例記者会見 市長コメント（概要）

### ① 令和 7 年 9 月 釜石市議会定例会付議事件について 資料 1

9 月 1 日に招集する定例会に付議する事件は 17 件。

内訳は、報告 2 件、条例 4 件、予算 1 件、決算 8 件、その他 1 件、人事案件 1 件。

条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務しないことを認める部分休業制度について所要の改正を行う「釜石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を新設する「釜石市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」などを提案する。

今議会に提案する補正予算は、一般会計の 1 件。

資料 1-3、「予算の概要と主要事業」の 1 ページ、一般会計の補正額は 2,700 万円の増額で、補正後の予算額を 252 億 9,700 万円としたもの。

今回提案する予算のうち、主要な事業を説明する。

資料 3 ページ、番号 1 の「水道未普及地域対策事業」、予算額 800 万円は、水道事業給水区域外の両石町女遊部地区において、飲料水供給施設の配水池が渴水し、断水する懸念があることから、同施設を管理利用している世帯に対し、新たに飲用井戸等を整備する経費の一部を補助するもの。

資料 4 ページ、番号 4 の「空き店舗対策事業」、予算額 300 万円は、原油価格・物価高騰に対する経済対策として、空き店舗等の解消及び既存施設の有効活用を促進するとともに、新たな産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、市内の空き店舗等において新たに店舗等を開設する事業者に対し、店舗改装費等の一部を補助するもの。

資料 4 ページ、番号 5 の「かまいシェール券事業」、予算額 8,761 万 8 千円は、原油価格・物価高騰に対する経済対策として、市内での消費促進による地域経済の活性化及び市民の経済的負担の緩和を図るため、市内取扱登録店舗で利用可能なプレミアム付き商品券を発行するもの。

資料 5 ページ、番号 7 の債務負担行為、「新庁舎建設事業」、限度額 5 億 1,950 万円は、現在、施工中の新市庁舎建設工事において、工期が 3 か月延伸することに伴う工事費の増額の

ほか、物価上昇に伴う人件費や材料費の上昇について、契約書に定めるインフレスライド条項に基づき、対応するもの。

同じく、資料5ページ、番号9の債務負担行為、「鉄の歴史館改修事業」、限度額5,504万4千円は、経年劣化による老朽化がみられる鉄の歴史館を改修し、来館者の安全で快適な施設見学を確保するもの。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている事業は、資料の8ページにまとめている。

次に「令和6年度決算について」である。

資料1-4の「決算説明資料」1ページと2ページ、令和6年度一般会計の決算額は、収入済額が約231億円1,000万円で、前年度から約4億1,300万円、1.8%の減、支出済額が約226億7,000万円で、前年度から約6億3,400万円、2.7%の減となり、歳入歳出差引額約4億4,100万円を令和7年度へ繰り越し、このうち、繰越明許費の繰越財源である約1億9,900万円を除いた実質収支は、約2億4,200万円の黒字決算となった。

一般会計の決算額が前年度から減額となったのは、旧小佐野中学校解体事業が完了したことによる皆減のほか、国の交付金による住民税非課税世帯への給付事業が縮小したこと、過大交付された震災復興特別交付税の精算が一昨年度に終了し、昨年度は返還金が生じなかつたことなどによるもの。

3ページの特別会計もすべて黒字決算となった。

なお、当市の、「健全化判断比率」につきましては、国の定める基準を引き続き下回っている。

資料の12ページ、令和6年度決算における主な財政指標は、釜石市中期財政計画に定めた数値と比べると、経常収支比率、実質公債費比率が想定を上回ったものの、地方債現在高は想定を下回っている。

経常収支比率は、前年度決算から0.5ポイント改善し99.0%となった。これは、物価高騰の影響などにより経常的な支出が、前年度比約1億1,200万円増加した一方、普通交付税の増加など、経常的な収入が前年度比約1億6,500万円増加したことによるものである。

実質公債費比率は、普通交付税の増加に伴い、標準財政規模が前年度比約2億100万円増加するとともに、公債費が前年度比約800万円減少したこと、また、一部事務組合等の公債費に対する負担金が、前年度比約500万円減少したことで、前年度決算から0.3ポイント改善し10.2%になった。

令和6年度の新規市債発行額は、1,000万円未満を四捨五入して申し上げると、新庁舎建設事業分の21億4,000万円含む29億7,000万円で、年度末の地方債現在高は、前年度比で10億円増加し、188億5,000万円となった。

今後も、経常的な収支バランスや後年度の公債費負担を考慮しながら、健全財政の維持に努めてまいる。

なお、公共下水道事業会計、漁業集落排水事業会計、水道事業会計の決算については、資料1-5、1-6、1-7をご参照願う。

以上が、決算の概要である。

その他の議案は、市内小中学校に学習者用コンピュータを更新整備する「財産の取得に關し議決を求めることについて」を提案する。

人事案件は、「釜石市教育委員会の委員の任命に關し同意を求めることについて」を提案する。

## ②新市庁舎建設について 資料2

新市庁舎建設工事の進捗状況は、現在、庁舎棟3階部分の鉄骨組み立て工事とPC床板取り付け工事を進めるとともに、車庫棟につきましては、基礎工事、1階床工事を終え、躯体工事を進めているところである。

工期は、これまで、令和8年3月の竣工、令和8年春の開庁を目指し、建設工事を進めてきたが、庁舎棟の杭の長さや、車庫棟の基礎の変更に伴う、建築確認申請の計画変更手続きに時間を要したことや、杭工事の遅れに伴い当初予定していた労務が不足したことなどにより、工期を3か月延伸する必要が生じた。

工事費は、この工期延伸に伴う増額のほか、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事において、物価上昇に伴う人件費や材料費などについて、工事請負契約のインフレスライド条項に基づき対応する必要があることや、仕様変更に伴う費用、関連工事との調整も生じていることなどから全体で5億1,950万円の増額が見込まれている。

これらの費用は、釜石市議会9月定例会において債務負担行為による補正予算を計上し、12月定例会において変更請負契約の締結に関する議案を提出したいと考えている。

なお、今回の工期延伸に伴い、新市庁舎の竣工時期は令和8年6月下旬となり、その後、移転作業などを実施し、開庁時期は令和8年9月下旬と見込んでいる。

### ③岩手県立大船渡病院救命救急センターによるドクターカーの試行運用の開始について

#### 資料3

近年、医療ニーズの多様化や高齢化の進展により、地域における救急医療体制の充実が一層求められる中、医師が患者のもとへ向かい診療を行うドクターカーの取組は、救命率の向上や地域住民の安心感の向上に資する重要な取組である。

県立大船渡病院では、昨年4月に、大船渡市及び住田町を対象地域にドクターカーの運用を開始し、本年2月には、陸前高田市を対象地域に加えている。

この度、来る9月16日の午前9時から、当市及び大槌町を対象地域に加え、試行運用を開始していただける運びとなった。

実現に向け、ご尽力をいただいた県立大船渡病院をはじめ、関係医療機関、消防関係者、またドクターカーと救急車の合流地点となるドッキングポイントとして、土地の使用を快諾していただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げる。

ドクターカーは、緊急度や重症度が高い患者を病院外で診療するために、必要な医療資機材等を積載し、医師や看護師が乗り込み出動する緊急自動車である。

市民から119番通報を受けた釜石大槌地区行政事務組合消防本部では、事前に県立大船渡病院と取り決めた要請基準に照らしてドクターカーの出動を要請し、要請を受けたドクターカーは、医師及び看護師とともに、医療資機材等を積載して患者のもとへ駆け付ける。

ドクターカー合流後、診察及び処置が行われた場合には、医師による一連の診療行為に当たるため、患者となった皆様には相応の医療費の負担が生じるが、保険診療の範囲内となるので、あらかじめご理解をいただくようお願いする。

なお、広報かまいし9月1日号で市民に周知するほか、9月3日には、釜石消防署で、県立大船渡病院と消防本部によるシミュレーションが予定されており、報道機関の皆様には、取材の上、周知にご協力いただくようお願い申し上げる。

### ④令和7年7月30日カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報・注意報に係る対応について

#### 資料4

去る7月30日午前8時25分にカムチャツカ半島沖で発生したマグニチュード8.8の地震に伴い、同日午前8時37分に当市を含む太平洋沿岸に津波注意報が発表されたことから、市は同時刻に災害対策本部を設置し防潮堤から海側に対し避難指示を発令した。

その後、午前9時40分に津波警報が発表されたことから、避難対象区域を拡大した避難

指示を発令した。市で把握している最大避難者数は、同日午後 0 時 30 分時点の 1,531 人となっている。

7 月 31 日午後 4 時 30 分に津波注意報が解除されるまでの約 32 時間、市は災害対策本部を継続し、全庁を上げて災害対応にあたった。

今回の津波災害の特徴といいたしましては、次の 2 点が上げられる。

- ・真夏の炎天下の避難行動であったこと。
- ・震源地がカムチャツカ半島沖の遠地であったことから、津波警報の継続時間が長時間にわたったこと。

これらの条件が重なったことで、避難者には、津波による命の危険と、暑さによる命の危険という 2 つの危機が迫っていたと捉えている。

通常の津波避難の場合、地震による建物の倒壊被害が考えられることから市指定の津波緊急避難場所はすべて公園や高台といった広場を指定しているが、今回は地震による被害がなかったこと、併せて屋外避難の暑さによる危険性を考慮し、沿岸部の拠点避難所 6 施設を開設し、そのうち小中学校においてはエアコンが設置されている教室等に避難者を収容した。

共助による対応としては、津波緊急避難場所の仙寿院や宝樹寺において、本堂等を開放していただいたほか、大只越町内会では、近隣の高齢者利用施設「やかた」の利用者を同集会所で受け入れていただいた。併せて、大天場運動広場に避難していたニチイケアセンター釜石の通所者・職員、中妻子供の家保育園の園児・職員は、八雲町に所在する釜石リハビリセンター等で収容していただいたと伺っている。

これらの対応は、いずれも今回の災害の特徴である津波と暑さの 2 つの命の危険を考慮し、津波の状況を鑑みながら、暑さによる命の危険を回避するため講じた措置であったものと捉えている。併せて、平時からの防災訓練や防災学習を通じて培ってきた地域の「共助」による住民同士の助け合いが形として現れたものであり、地域の防災意識の高さを示すものとなった。

なお、今回の津波災害では、7 月 30 日の午後 2 時 13 分に釜石港にて最大波 50 センチの津波を観測しており、釜石東部漁協の大型定置網に小規模の被害が確認されたが、8 月 5 日から復旧作業に着手しており、8 月末の完了が見込まれている。

その他、熱中症による避難者の救急搬送を含め、人的被害やライフライン等の被害はなかった。

今回の津波対応を踏まえ、国では、住民の避難が適切に行われたか、避難所での熱中症対

策が効果的であったか、高台などへ一時的に避難した人の屋内避難所への誘導が円滑に行われたか、車での避難による渋滞の発生等について、検証を進め対策を検討するとされており、県では沿岸市町村の地震・津波対策の担当者レベルでの意見交換を行い、今後、県と沿岸市町村で構成する「巨大地震・津波対策連絡会議」において、課題等も確認しながら対策を検討することとしている。

当市では、災害対策本部の運用や、暑さ対策による避難所開設の対応、備蓄物資や人員配置等に課題があったことから、庁内において内部検証を進めている。国や県との協議・対策内容を踏まえ、見直しを行いつつ、今後の災害対応に努める。